

平成19年6月8日

平成18年度政策評価の年次報告（概要）

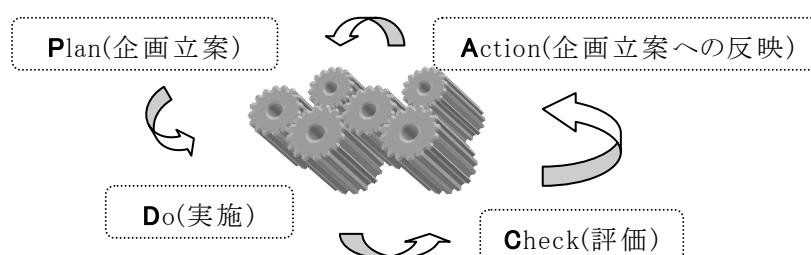
- ◇ 評価法（※）第19条に基づいて毎年、国会に報告
（今年で5回目）
- ◇ 平成17年12月の政策評価制度の見直し後、各府
省が実施した初めての政策評価を取りまとめ

※ 行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）

《平成18年度の政策評価の特徴》

- ① 政策評価による政策の改善・見直しの進展
- ② 内閣の重要政策に関する評価の取組の進展
- ③ 予算との連携強化に向けた取組の進展
- ④ 政策評価の対象の絞り込み、評価の重点化・
効率化

詳細は次頁参照。



《平成 18 年度の政策評価の特徴》

① 政策評価による政策の改善・見直しの進展

i 一般政策（公共事業等を除く。）：

評価の結果、政策の改善・見直し（廃止等を含む。）を実施した割合は 51.2%（対前年度 3.5 ポイント上昇）（別紙 1 参照）＜改善・見直し例については、別添資料 1、2 頁参照＞

ii 公共事業等：

- ・ 評価の結果、計 28 事業、約 3,000 億円（総事業費ベース）の公共事業を休止・中止（厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省）
- ・ 平成 14～18 年度の 5 年間で、総事業費等の累計は約 3.5 兆円（別紙 2 参照）

② 内閣の重要政策に関する評価の取組の進展

i 内閣の重要政策（例：アスベスト対策等）を新たに取り上げて評価を実施したもの（環境省等 5 府省）＜別添資料 4 頁参照＞

ii 内閣の重要政策との関連付けを評価計画や評価書において、より明らかにしたもの（外務省等 4 府省）＜別添資料 5～7 頁参照＞

※ 以上により、15 府省で内閣の重要政策に関する評価を実施。

③ 予算との連携強化に向けた取組の進展

- 評価と予算との対応関係を明確にするため、評価対象となる政策体系を見直し、評価単位を大括り化（経済産業省等 4 府省）＜詳細は、別添資料 8、9 頁参照＞

※ 他府省では、平成 20 年度予算の概算要求に向けて取組中。

④ 政策評価の対象の絞り込み、評価の重点化・効率化

- 各府省の評価総件数は 3,940 件（対前年度約 5,900 件減）

（詳細は、別紙 3 参照）

[背景事情]

i 上記③の予算との連携強化に向けた、評価単位の大括り化によるもの（経済産業省等 4 府省で約 130 件減少）

ii 農林水産省は、すべての個別公共事業及び研究開発を対象として事業評価を実施してきたが、平成 17 年 12 月の政策評価に関する基本方針の改定等を踏まえ、評価対象の重点化・効率化と個々の評価の質の向上を図るため、平成 18 年度から評価対象を見直し、基本的に法令の義務付けの範囲※としたことによるもの（公共事業の評価件数が約 5,000 件減少）＜詳細は、別添資料 10 頁参照＞

※ 法令の義務付け範囲外のものについては、引き続き土地改良法等に基づき厳格な審査を実施。

《総務省が行う複数府省にまたがる政策の評価の取組》

① 評価結果の政策への反映状況

- 平成17年度に評価結果を通知した次のテーマについて、関係行政機関において評価の結果を政策に反映

【テーマ名】

【反映状況】

大都市地域における大気環境の保全に関する政策評価



自動車NOx・PM法（自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法）の改正（19年5月）による、局地汚染対策の導入 等

- 平成16年度に評価結果を通知したもののうち、次の4テーマについて、関係行政機関において評価の結果を昨年度より更に政策に反映

【テーマ名】

【反映状況】

経済協力（政府開発援助）に関する政策評価



成果重視のODAの実現を図るため、被援助国ごとのODAの方針である国別援助計画を新たに4か国策定（計23か国策定済み） 等

検査検定制度に関する政策評価



検査検定に係るコストの低減や選択範囲の拡大等に資するため、新たに20制度（計88制度）について制度の改変又はコスト分析を実施

湖沼の水環境の保全に関する政策評価



改正湖沼法に基づき、5指定湖沼の新たな湖沼水質保全計画を策定し、農地・市街地等の非特定汚染源からの汚濁負荷への対策の強化を推進 等

留学生の受入れ推進施策に関する政策評価



国費留学生の規模・国別偏りの見直し、質向上のための新たな選考方法の導入のほか、私費留学生からの採用方法の改善の実施 等

② 政策の評価の実施状況（平成18年度）

- 平成19年1月「少年の非行対策に関する政策評価」について評価結果を取りまとめ、意見を付して関係行政機関に送付するとともに公表
- 現在5テーマ（「リサイクル対策」、「PFI事業」、「自然再生の推進」、「世界最先端の「低公害車」社会の構築」及び「配偶者からの暴力の防止等」）について評価を実施中

一般政策を対象とした評価の総件数に占める
政策の改善・見直しを実施した割合の推移

年度 項目	平成 16 年度	平成 17 年度	
評価実施件数	1, 0 3 8 件 (100.0%)	8 9 9 (100.0)	
評価対象政策の改善・見直しを実施 (廃止、休止又は中止を含む。)	4 5 8 件 (44.1%)	4 2 9 (47.7)	
これまでの取組を引き 続き推進	5 8 0 件 (55.9%)	4 7 0 (52.3)	

(注) 「一般政策」とは、①事業採択後、5年を経過しても未着手の公共事業等及び10年を経過しても完了していない公共事業等、②完了した公共事業等を除いたもの。

未着手・未了事業等（※）を対象に評価を実施し、
事業を休止・中止した実績

合計：3057.9億円（4省 28事業）

[平成14～18年度の5年間：総事業費等の累計 約3.5兆円]



○ 厚生労働省（計8事業 総事業費計1398.4億円）

- ・水道水源開発等施設整備事業（7）
- ・簡易水道等施設整備事業（1）

○ 農林水産省（計3事業 総事業費計55.6億円）

- ・畑地帯総合整備事業（休止：1）
- ・経営体育成基盤整備事業（1）
- ・農業集落排水事業（1）

○ 経済産業省（計4事業 総事業費計684.7億円）

- ・工業用水道事業（4）

○ 国土交通省（計13事業 総事業費計919.2億円）

- ・ダム事業（4）
- ・土地区画整理事業（3）
- ・都市再生推進事業（1）
- ・公営住宅整備事業等（2）
- ・下水道事業（1）
- ・河川事業（2）

（注） 以上の事業は、いずれも国庫補助事業。
詳細は、当方へお問い合わせ下さい。

※ 事業採択後、5年経過しても未着手、又は10年経過しても完了していない公共事業等をいう。

<主なポイント>

○政策評価の対象の絞り込み、評価の重点化・効率化

18年度評価総件数: 3, 940件 [17年度: 9, 796件]

[]内は前年度

評価対象政策		事前評価 : 1,251件 [4,561件]	事後評価 : 2,689件 [5,235件]
一般の政策	政策・施策	政策決定前 事業評価 269件 [357件]	実績評価 492件 [679件] 総合評価 93件 [104件]
	事務事業	269件 [357件]	個別継続 事業評価 108件 [116件] 684件 [843件]
特定3分野の政策 (注)	事務事業	公共事業評価 802件 [3, 856件] 研究開発評価 145件 [318件] ODA評価 35件 [30件] 982件 [4,204件]	未着手・未了 の事業評価 1,141件 [2,011件] 完了後・終了時 の事業評価 855件 [2,325件] 2,005件 [4,392件]

(注) 特定3分野の政策とは、評価法により事前評価の実施が義務付けられている、研究開発、公共事業、政府開発援助（ODA）をいう。

[本件連絡先]

総務省 行政評価局 政策評価官室

政策評価官	:	吉開 ^{よしかい} 正治郎 ^{しょうじろう}	(内線 : 9 1 3 2)
総括評価監視調査官	:	大槻 ^{おおつき} 大輔 ^{だいすけ}	(内線 : 9 1 3 9)
上席評価監視調査官	:	大塚 ^{おおつか} 雄蔵 ^{ゆうぞう}	(内線 : 2 4 8 3)

電話 (直 通) 0 3 - 5 2 5 3 - 5 4 2 9

(代 表) 0 3 - 5 2 5 3 - 5 1 1 1

(F A X) 0 3 - 5 2 5 3 - 5 4 6 4

(E-Mail) kans1027@soumu.go.jp

「平成 18 年度政策評価の年次報告」(平成 18 年度 政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告) 全文については、総務省ホームページ内の http://www.soumu.go.jp/hyouka/seisaku_n/nenji_houkoku.html をご参照ください。

平成 18 年度の政策評価の特徴

－ 府省の取組例 －

目 次

① 政策評価による政策の改善・見直しの進展

- － i 政策の必要性が低下したことなどを踏まえ、当該政策を廃止した例（経済産業省）・・・1
- － i 評価結果を制度改正に反映させた例（厚生労働省）・・・2
- － i 一般政策を対象とした評価の総件数に占める政策の改善・見直しを実施した割合の推移・・・3

② 内閣の重要政策に関する評価の取組の進展

- － i 施政方針演説等で取り上げられた事項を、政策体系の中に取り入れて評価を実施した例（環境省）・・・4
- － ii 評価書の中で施政方針演説等における言及を明示した例（外務省、経済産業省及び国土交通省）・・・5
- － ii 実績評価計画書において、内閣の重要政策との関係を明示した例（国家公安委員会・警察庁）・・・7

③ 予算との連携強化に向けた取組の進展

- 評価結果を概算要求へ反映しやすくするため、政策体系を整理し、評価対象を107施策から34施策に変更した例（経済産業省）・・・8
- 予算に反映しやすい政策体系へ見直しを実施した例（農林水産省）・・・9

④ 政策評価の対象の絞り込み、評価の重点化・効率化

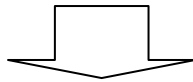
- 公共事業の重点化・効率化に向けた取組状況（農林水産省）・・・10

- 政策の必要性が低下したことなどを踏まえ、当該政策を廃止した例
(経済産業省)

評価対象政策：産業再配置

【評価結果の概要】

- 過去2回策定された工業再配置計画の目標は、計画の目標年において、ほぼ達成している。また、約30年間、本施策を講じてきた結果（補助金交付金額：約1,600億円、財政投融资額：約3,000億円）として、都市と地方の工業集積度の格差は、工業再配置促進法制定時と比べて大幅に縮小するなど、これまでの施策は有効に機能し、一定の効果を上げたと考えられる。
- 一方、企業の工場立地の判断要素が変わるなど、近年の経済情勢の変化に伴い、工業再配置を促進する政策の必要性が低下したこと等を踏まえ、本施策については、平成17年度限りで廃止することとする。



【評価結果の政策への反映】

- 評価結果を踏まえ、当該施策を廃止した。

○ 評価結果を制度改正に反映させた例（厚生労働省）

評価対象：医療提供体制

（医療法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法）

施策目標 1－1－I 日常生活圏の中で必要な医療が提供できる体制を整備すること 等

【評価結果の概要】

- 医療計画の見直し等を通じた医療機能の分化連携の推進
現在の医療提供体制は、脳卒中、がん、糖尿病などの疾病や小児救急などの医療機能（質）や連携の状況が十分明示されていないなどの現状にあり、医療機能の分化・連携が課題となっている。
よって、今後は、医療計画を通じ、がん対策等の主要な事業ごとに医療連携体制を構築することによって、医療機関相互の連携の中で、適切な医療サービスが切れ目なく提供され、早期に在宅生活に復帰できるようにするなど、医療機能の分化・連携を推進する必要がある。
- 医療従事者の資質の向上
業務停止を受けた医師等は、医業停止期間等を過ぎれば、特段の条件なく医業等に復帰でき、業務停止だけでは、十分な反省や適正な医業等の実施が期待できないなどの現状にあり、医療従事者の資質の向上が課題となっている。
よって、今後は、安心、安全な医療を提供し、国民の医療に対する信頼を確保するため、業務停止を受けた医師等への再教育制度の創設等の取組を推進する必要がある。
- 医療情報の提供による適切な医療の選択の支援
患者・国民に対する医療に関する情報提供については、医療機関からの情報提供（広告等）がその任意に基づくものであるなどの現状にあり、医療情報の提供による適切な医療の選択の支援が課題となっている。
よって、今後は、医療機関による積極的な情報提供を促進するとともに、医療情報の質や信頼性を確保し、わかりやすい情報提供が行われるよう方策を講ずる必要がある。
- 医療安全の確保
医療安全対策については、平成 14 年 4 月の「医療安全推進総合対策」において提言した課題等を基に、医療機関における安全管理体制の整備、ヒヤリ・ハット事例や事故事例の収集・分析事業の実施等の取組が行われてきたところであるが、今後、安全、安心でより質の高い医療を実現するためにも、より一層医療安全対策を推進する必要がある。
よって、今後は、「医療の質の向上」という視点を一層重視した医療安全対策を推進するとともに、医療の質の向上を図るため、医療情報を患者等と共有し、患者等による医療への積極的な参加を推進する必要がある。



【評価結果の政策への反映】

- 本評価結果等を踏まえ、「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律案」を第 164 回通常国会に提出し、平成 18 年 6 月 14 日に可決・成立した（19 年 4 月 1 日施行（一部 19 年 1 月 1 日、20 年 4 月 1 日施行））。
- 同法においては、医療計画制度に P D C A サイクルを導入し、脳卒中等主要な事業ごとに、地域の医療連携体制を構築し、それを具体的に医療計画に位置付け、住民・患者に医療機関や連携の状況を明示することなどを盛り込み、国民の医療に対する安心、信頼を確保し、質の高いサービスが適切に提供される医療提供体制を確立するため、患者の視点に立った制度全般にわたる改正を行うこととした。

一般政策を対象とした評価の総件数に占める
政策の改善・見直しを実施した割合の推移

年度 項目	平成 16 年度				平成 17 年度				平成 18 年度			
	実績評価	総合評価	事業評価	合計	実績評価	総合評価	事業評価	合計	実績評価	総合評価	事業評価	合計
評価実施 件数	7 5 4 件	1 3 7 件	1 4 7 件	1 , 0 3 8 件	6 7 9 件	1 0 4 件	1 1 6 件	8 9 9 件	4 9 2 件	9 3 件	1 0 8 件	6 9 3 件
評価対象 政策の改 善・見直 しを実施 (廃止、 休止又は 中止を含 む。)	3 8 2 (50.7%)	2 2 (16.1%)	5 4 (36.7%)	4 5 8 (44.1%)	3 3 2 (48.9%)	6 3 (60.6%)	3 4 (29.3%)	4 2 9 (47.7%)	2 4 4 (49.6%)	6 5 (69.9%)	4 6 (42.6%)	3 5 5 (51.2%)
これまでの 取組を 引き続き 推進	3 7 2 (49.3)	1 1 5 (83.9)	9 3 (63.3)	5 8 0 (55.9)	3 4 7 (51.1)	4 1 (39.4)	8 2 (70.7)	4 7 0 (52.3)	2 4 8 (50.4)	2 8 (30.1)	6 2 (57.4)	3 3 8 (48.8)

(注) 「一般政策」とは、①事業採択後、5年を経過しても未着手の公共事業等及び10年を経過しても完了していない公共事業等、②完了した公共事業等を除いたもの。

○ 施政方針演説等で取り上げられた事項を、政策体系の中に取り入れて評価を実施した例（環境省）

社会問題となったアスベスト対策について、施政方針演説等（第163回/第164回国会）で取り上げられたことや石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）が成立したこと等を受け、政策体系（基本施策Ⅱ－9「環境保健対策」）の中に「石綿健康被害救済対策」として明確に位置付けて評価を実施。

<内閣としての重要施策等>

○第163 回国会所信表明演説（平成17年9月26日）

「今後被害の拡大が懸念されるアスベスト問題に対処するため、被害者救済対策やアスベストの早期かつ安全な除去などに政府を挙げて取り組んでまいります。」

○第164 回国会施政方針演説（平成18年1月20日）

「多くの健康被害が発生しているアスベスト問題に迅速に対処するため、既存の制度では補償を受けられない被害者を救済するための法案を提出するとともに、アスベストの早期かつ安全な除去など被害の拡大防止に取り組めます。」

【施策体系―抜粋―】

基本施策Ⅱ－9 環境保健対策

.....

.....

Ⅱ－9－(4) 石綿健康被害救済対策（新規）

石綿の健康被害の救済に関する法律に基づき、被害者及び遺族の迅速な救済を図る。

《評価結果の概要と政策への反映》

【評価結果の概要】

石綿による健康被害の特殊性にかんがみ、健康被害を受けた方及びその遺族に対し、医療費等を支給するための措置を講ずることにより、健康被害の迅速な救済を図る、石綿による健康被害の救済に関する法律（以下「救済法」という。）案を第164回通常国会に提出し、平成18年2月3日に可決・成立した（一部を除き、18年3月27日施行）。当面は石綿により健康被害を受けた者の数は増加していくものと考えられ、本制度の円滑な施行が求められる。

【評価結果の政策への反映】

評価結果を踏まえ、

- 救済法の着実かつ円滑な施行に努める。
- 「石綿の健康影響に関する検討会」の実態調査結果を平成18年度初めに取りまとめ、その結果を踏まえ、18年度以降は以下の調査等を実施する。
 - ・ 中皮腫死亡者の医学的所見に関する解析調査
 - ・ 石綿ばく露による健康リスク評価に関する調査
 - ・ 石綿ばく露による肺がん死亡者の実態把握調査
 - ・ 石綿健康被害に係る医学的判断に関する調査
 - ・ 被認定者に関する医学的所見の解析調査
- 事業主等からの救済給付の費用の徴収の詳細について、有識者等による検討を経て、平成18年度の前半の出来るだけ早い時期に決定する。

○ 評価書の中で施政方針演説等における言及を明示した例
(外務省、経済産業省及び国土交通省)

評価書の中に、「施策の位置付け」欄等を設け、所管政策が施政方針演説等で言及された場合、その旨を記載し内閣の重要政策に関する評価であることを明示。

<外務省の例：1－3 未来志向の日韓関係の推進-事後評価書抜粋->

施策の目標	良好な日韓関係を更に高い次元に発展させること、また、これを通じての地域の平和と繁栄への寄与
施策の位置付け	平成 17 年度重点外交政策に言及あり。 平成 18 年度重点外交政策に言及あり。 第 162 回施政方針演説に言及あり。 第 164 回施政方針演説に言及あり。

<経済産業省の例：1.経済産業政策 01.人材のイノベーション-事前評価書抜粋->

関連する閣議決定や施政方針演説等における位置付け	○「第164回国会における小泉内閣総理大臣施政方針演説」（平成18年1月） 新産業の創造には、高い技術力によりモノづくり基盤を支えている中小企業の存在が欠かせません。東京墨田区にある従業員6名の町工場は、針先をミクロン単位まで細くすることで痛くない注射針を開発するなど、「不可能を可能にするモノづくりの駆け込み寺」と呼ばれています。独創的な技術を持っている人材の確保・育成、新事業への挑戦支援など、やる気のある中小企業を応援してまいります。また、国際競争力の強化、生産性の向上、地域経済の活性化などを目指した新たな成長戦略の在り方を夏までに示します。 ○経済成長戦略大綱（平成18年7月、財政・経済一体改革会議決定） 第5．生産性向上型の5つの制度インフラ 1．ヒト：「人財立国」の実現 ○新経済成長戦略（平成18年6月、経済産業省取りまとめ） 第4章 横断的施策 第1節．ヒト：人財力のイノベーション ○経済財政運営と構造改革に関する基本方針（骨太の方針）2006（平成18年7月、閣議決定） ① ヒト：「人財立国」の実現（世界的「ブレイン・サイクル」の取り込み） ・ 学習指導要領改訂、全国的な学力調査、習熟度別・少人数指導、能力・実績に見合った教員の処遇等により教育の質の向上を図り、2010年までに国際学力調査における世界トップレベルを目指す。 ・ 「人間力」「社会人基礎力」の養成強化、競争的資金の研究促進のための人件費への活用等による産学双方向の人材流動化、官官・官民の水平移動を勧め、競争的資金の拡充、研究・技術人材の育成、健全性を確保した奨学金事業の充実を図る。等
--------------------------	---

＜国土交通省の例：政策目標9 交通安全の確保（4）航空事故を減らす

－政策チェックアップ評価書抜粋－＞

○業績指標 40：国内航空における航空事故発生件数

主な施策

主な施策の概要

①航空保安施設の整備(◎)

航空管制に関するトラブルが発生したことを踏まえ、ヒューマンエラー等による事故・トラブルを未然に防止するため、航空管制のためのシステム改善等を行う。

②航空機の安全な運航や安全性の確保

運航規程・整備規程の認可、運航管理施設の検査等の各種審査・検査等を通じて、航空運送事業者等の安全基準への適合性を確保するほか、安全性確認検査や運航検査などの監査を年間を通じ高頻度で行うことにより、その体制や業務の実施状況を厳しくチェックし、高い安全性を確保する。さらに、小型航空機等の事故を防止するため、法令及び関係規定の遵守、小型航空機等の運航者に対する教育訓練の徹底、的確な気象状況の把握等について指導を強化するとともに、運航者の安全に係る知識の向上及び意識の啓蒙を図る。

また、ICAOにおける基準の動向や技術の進歩及び航空を取り巻く状況の変化等に併せて航空機の安全基準を適時適切に見直す等の、所要の措置を行う。

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

※ 社会資本整備重点計画は、閣議決定された社会資本整備重点計画法（平成15年法律第20号）に基づく計画。

○ 実績評価計画書において、内閣の重要政策との関係を明示した例
(国家公安委員会・警察庁)

基本目標及び業績指標等を記載した実績評価計画書の作成段階において、政策所管部局と評価担当組織とが政策体系と内閣の重要政策との関係を確認・整理し、同計画書にその旨を明示。

<平成 18 年実績評価計画書（平成 17 年 12 月）-抜粋->

基本目標	市民生活の安全と平穩の確保
業績目標	地域警察官による街頭活動の推進
業績目標の説明	警察官の不在が常態化しているいわゆる「空き交番」の解消による交番機能の強化、通信指令システムの強化等を推進し、地域に密着した活動を行っている地域警察官の街頭活動を強化する。
業績指標及び達成目標	業績指標① 指標： 地域警察官の職務質問による刑法犯及び特別法犯検挙件数 達成目標： 地域警察官の職務質問による刑法犯及び特別法犯検挙件数を前年よりも増加させる。 基準年： 17 年 達成年： 18 年 目標設定の考え方及び根拠： 地域警察官の職務質問による刑法犯及び特別法犯検挙件数の増加が、地域警察官の街頭活動の強化の一つの指標となるため。
	業績指標② 指標： 地域警察官の不在が常態化しているいわゆる「空き交番」の数 達成目標： 地域警察官の不在が常態化しているいわゆる「空き交番」を解消する。 基準年： 平成 16 年 達成年： 19 年 目標設定の考え方及び根拠： いわゆる「空き交番」を解消し、交番機能を強化することは、地域警察官の街頭活動の強化に資するものであるため。 なお、「空き交番」解消計画が平成 19 年までの計画であることから、達成年を 19 年とした。 (第 162 回国会における内閣総理大臣施政方針演説(17 年 1 月 21 日)において、いわゆる「空き交番」の解消について言及)

- 評価結果を概算要求へ反映しやすくするため、政策体系を整理し、評価対象を 107 施策から 34 施策に変更した例（経済産業省）

<平成 17 年度以前>

26 政策－107 施策

1. 産業活力再生・事業再構築

001 産業活力再生支援・事業再生支援

2. 新産業創出・ベンチャー育成

002 新事業創出・創業促進施策

3. 雇用・人材政策

.....

4. 地域産業活性化

.....

.....

.....

.....

.....

<基準認証政策>

106 工業標準の整備

107 知的基盤の整備

<18 年度以降>

6 政策－34 施策

1. 経済産業政策

01 産業人材

02 技術革新の促進・環境整備

03 知的財産の適切な保護

04 工業標準・知的基盤の整備

.....

2. 対外経済政策

.....

.....

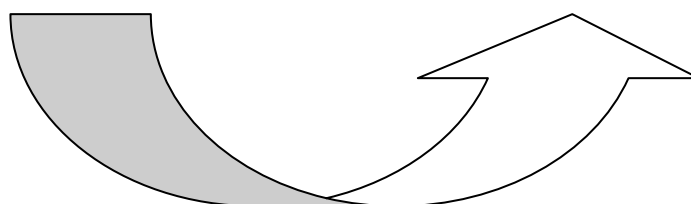
.....

.....

6. 原子力安全・産業保安政策

33 原子力安全

34 産業保安

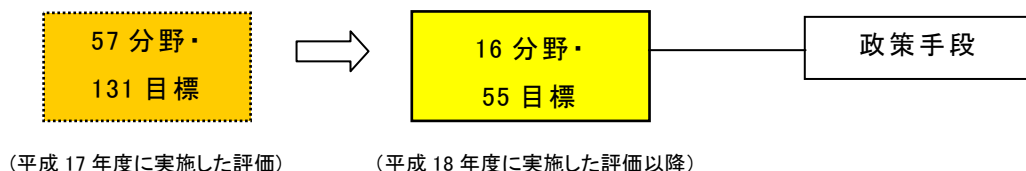


プライオリティ等に基づく集約化

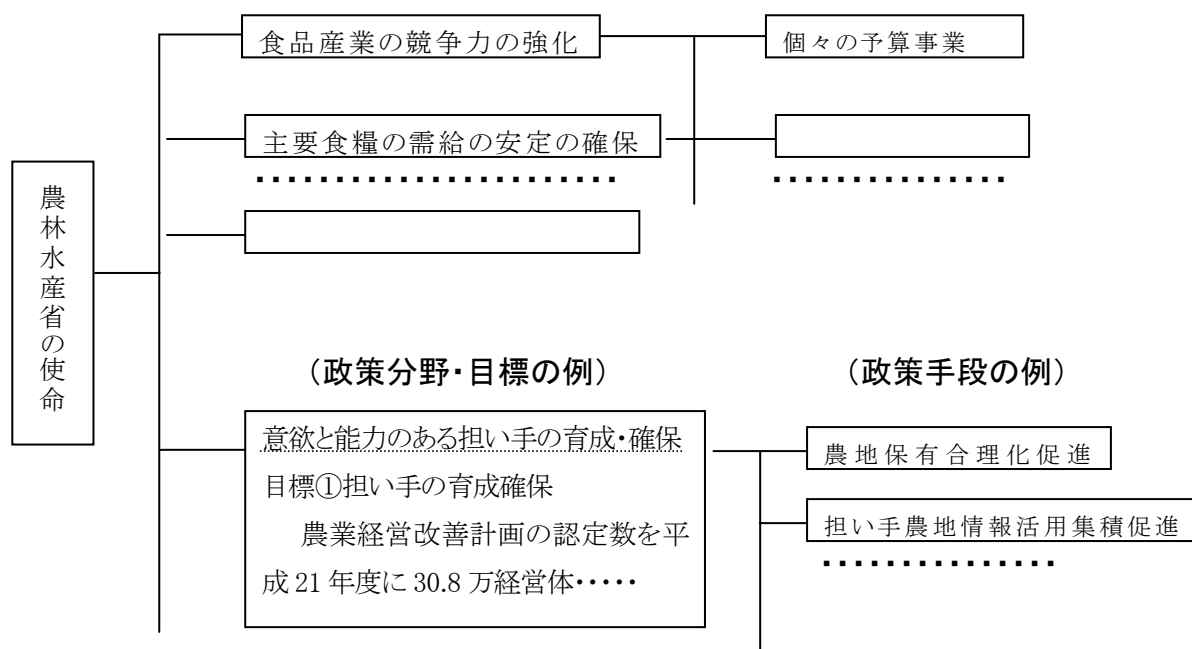
○ 予算に反映しやすい政策体系へ見直しを実施した例（農林水産省）

農政、林政及び水産行政に係る施策が混在していた政策体系を、予算に反映しやすいものに整理・再編し、57分野・131目標から16分野・55目標に縮減し、評価対象を重点化。

<政策体系の見直しの主な内容>



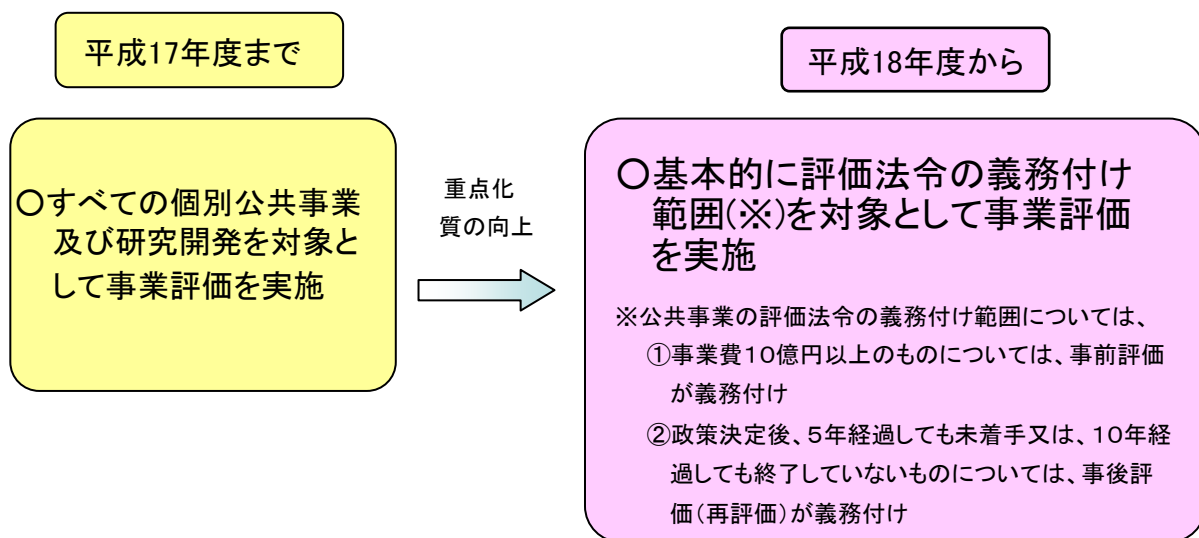
(平成 18 年度に実施した評価以降の政策体系(抜粋))



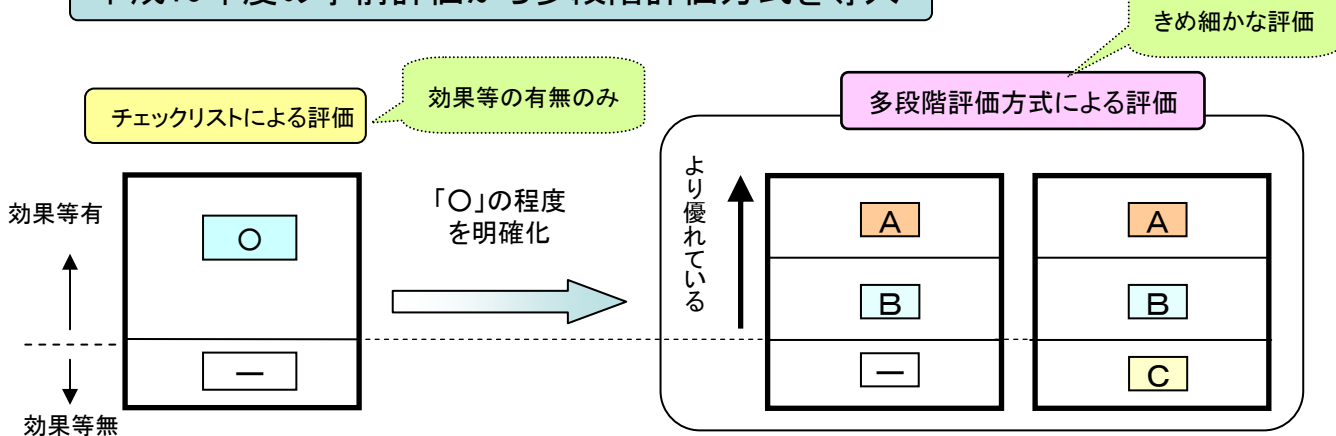
○ 公共事業の重点化・効率化に向けた取組状況（農林水産省）

これまで農林水産省は、すべての個別公共事業及び研究開発を対象として事業評価を実施してきたが、平成17年12月の政策評価に関する基本方針の改定等を踏まえ、評価対象の重点化・効率化と個々の評価の質の向上を図るため、平成18年度から評価対象を見直し、基本的に法令の義務付けの範囲とした。

事業評価の対象を、基本的に評価法令の義務付け範囲に重点化



平成19年度の事前評価から多段階評価方式を導入



質の向上への取り組み

平成19年度から、すべての農林水産公共事業の事前評価について、現行のチェックリストによる評価の改善を行い、評価項目・指標を充実(可能な限り定量的なデータの活用、客観的に判定可能な定性的指標の設定等)し、A, B, Cなどの多段階評価方式による評価を導入。